

第54期

報告書

〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

東京中小企業投資育成株式会社

事業報告

〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費及び民間設備投資の伸びには力強さを欠いたものの、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いています。

こうした状況の中、当社は、「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る」との基本理念の下、中小企業政策実施機関として、中小企業に対する投資・育成事業を行ってまいりました。

以下、当事業年度の活動実績についてご報告いたします。

投資・育成業務の推進にあたっては、新規投資の拡充と投資先企業に対する育成サービスの充実を図るため、社内体制としてチーム制を浸透させ、組織としての対応力を強化しました。

投資業務では、地域金融機関及び税理士等の外部機関との連携を活かすことによって中小企業との接触機会を増やしました。その結果、新規投資は49件、再投資は9件となり、その合計金額は25億9千5百万円となりました。また、設立以来の投資累計は2,188社、1,145億4千4百万円となりました。投資残高は1,000社に到達し、年度末時点で1,008社、387億6千3百万円であります。

育成業務では、投資先各社が直面する様々な経営課題を洗い出し、その対応に必要な支援策を、当社から企画・提案し実行しました。また、投資先企業に対して補助金・助成金及び税制などの情報をいち早く提供できるように継続的に情報収集を行い、投資先企業がそれらの施策を有効に活用できるよう、積極的に支援しました。更に、投資先企業間の交流やビジネスマッチングを活発化できるよう、視察会・社長会等の企画についても創意工夫し、成長の機会を提供しました。

次に、当事業年度の決算内容についてご報告いたします。

投資先企業数の増加と投資先企業における経営努力の結果、投資育成株式配当金は前期比1億9百万円増の29億4千6百万円となりました。また、

既上場投資先からの流動性向上を目的とした株式放出要請等に協力した結果、投資育成株式売却益は前期比 6 億 9 千 5 百万円増の 10 億 8 千 7 百万円となり、それらを含めた営業収益は前期比 7 億 8 千 7 百万円増の 41 億 3 千 4 百万円となりました。

また、前期は投資損失引当金の戻入が生じた一方、当期は投資損失引当金の繰入を計上したことから、営業費用は前期比 5 億 7 百万円増の 19 億 4 千 7 百万円となりました。

これらにより、営業利益は前期比 2 億 8 千万円増の 21 億 8 千 6 百万円となりました。

営業外収益に事務所賃貸収入等を計上し、経常利益は 23 億 4 百万円、当期純利益は 23 億 1 千 9 百万円となりました。

配当金については、当社が従来から安定的水準と考えている 1 株当たり 600 円としたいと考えております。

(2) 対処すべき課題

当社は、国の中小企業政策の一翼を担う機関として、引き続き中小企業の成長発展を支援してまいります。

投資業務では、日本経済を支える中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図ります。より多くの中小企業が、変化の激しい状況の中にあっても成長できるよう、投資育成制度を広く行きわたらせます。

育成業務では、投資先企業各社の外部環境及び個別の企業内容を深く理解する長期安定株主としての立場から、多様な経営課題の解決に向けた提案を行い、その実行を支援していきます。また、中小企業支援施策等の中小企業にとって有用な情報を継続して提供し、セミナー開催にあたっては情報が行き届くよう地方開催にも取り組んでいきます。

更に、現在のマネジメント層、将来の経営を担う後継者、幹部から若手層までを対象とした階層別の研修も継続して提供します。

また、コンプライアンス及び情報セキュリティについても更なる徹底を図るとともに、引き続き社員の能力開発を行ってまいります。

今後も、「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る」との基本理念の下、中小企業政策実施機関として多くの中小企業を支援すべく、引き続き努力をして取り組んでまいります。

(3) 会社法施行規則第120条第1項第5号に定める設備投資・資金調達等の状況
該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社の経営指標等

(単位：百万円)

区 分	第51期 平成25年度	第52期 平成26年度	第53期 平成27年度	第54期 平成28年度 (当期)
営 業 収 益	2,920	4,347	3,346	4,134
当 期 純 利 益	1,064	1,928	1,989	2,319
1株当たり当期純利益	1,682円90銭	3,049円15銭	3,146円43銭	3,667円54銭
総 資 産	75,286	86,077	83,692	91,155
(内、投資育成株式)	(56,145)	(66,644)	(64,069)	(70,909)
(内、投資育成新株予約権付社債)	(692)	(676)	(531)	(792)
純 資 産	66,261	74,769	74,110	79,866

(注) 営業収益及び当期純利益の変動は、主として投資育成株式の売却損益及び投資育成株式等の投資損失引当金計上額の多寡によるものです。

(5) 主要な事業内容

中小企業の設立に際して発行される株式の引受け・保有及び中小企業の発行する増資新株、新株予約権、新株予約権付社債等の引受け・保有並びに投資先企業に対する経営又は技術の指導

(6) 主要な営業所

本社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢
71名	2名増	42歳3ヶ月

(8) 主要な借入先

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の総数

会社が発行する株式の総数	695,000 株
発行済株式総数	632,340 株

(2) 株主数 117 名

(3) 大株主

株主名	持株数	出資比率	当社の当該株主への出資状況	
			持株数	出資比率
東京都	株	%	株	%
東 京 都	78,000	12.34	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	52,000	8.22	-	-
東京商工会議所	32,650	5.16	-	-
株式会社三菱東京UFJ銀行	31,617	5.00	-	-
株式会社東京都民銀行	31,617	5.00	-	-
株式会社千葉銀行	31,617	5.00	-	-
株式会社八千代銀行	31,617	5.00	-	-
株式会社みずほ銀行	31,615	5.00	-	-
株式会社りそな銀行	31,600	5.00	-	-
株式会社三井住友銀行	23,170	3.66	-	-

(注) 株式会社八千代銀行は、保有していた全ての当社株式を、公益財団法人全国中小企業取引振興協会に平成29年4月17日に譲渡いたしました。

(4) 株主構成

株主	株主数	株式数	出資比率
	名	株	%
1. 地方公共団体	18	137,500	21.74
2. 商工会議所	1	32,650	5.16
3. 金融機関	62	336,900	53.28
4. 保険会社	18	50,530	7.99
5. 事業会社	18	74,760	11.82
合計	117	632,340	100.00

(5) 資本金の推移

(単位：百万円)

設立時		増資額	資本金
			2,500.0
昭和43年度	43年10月1日	100.0	2,600.0
昭和44年度	44年8月1日	300.0	2,900.0
	45年3月1日	85.0	2,985.0
昭和45年度	45年12月1日	35.0	3,020.0
昭和46年度	46年12月1日	331.5	3,351.5
昭和47年度	47年12月28日	442.0	3,793.5
昭和48年度	49年3月1日	220.0	4,013.5
昭和49年度	49年11月1日	466.5	4,480.0
昭和50年度	51年1月15日	520.0	5,000.0
昭和57年度	57年6月1日	1,673.4	6,673.4

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

氏名	会社における地位	重要な兼職の状況
望月 晴文	代表取締役社長	東京商工会議所専務理事・日本商工会議所専務理事
瀬口 敬三	取締役	
竹本 雅則	取締役	
野口 宏幸	取締役	
下志万 正明	取締役	
原田 高道	常勤監査役	
深見 克俊	監査役	
石田 徹	監査役	

(注1) 取締役下志万正明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役原田高道及び監査役石田徹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を制定しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制及びその運用状況

当社は、会社法に基づく株式会社であり、中小企業投資育成株式会社法（以下、「投資育成会社法」という。）に定められた事業目的の達成に向けて、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することが、経営の重要課題であると認識している。

事業の運営状況等については、投資育成会社法に定められた経済産業大臣による監督を受けるとともに、同大臣に対する報告・届出を行う。

平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で定められた情報を、インターネット上で開示する。

コンプライアンスに関する諸規則等を定めるとともに周知し、取締役・使用人の職務執行が法令・定款の規定から逸脱することなく、内部統制が適切に機能するように体制を整備する。

平成18年4月1日の「公益通報者保護法」の施行を受け、社外の法律事務所を通報先に加えて通報者の匿名性を保護する内部通報制度を設け、違法な業務執行を未然に防止する体制整備を図る。

暴力団などの反社会的勢力とは断固として対決し、取引関係を含めた一切の関係を遮断するとともに、不当・不法な要求には応じず裏取引や資金提供は一切行わない。また、反社会的勢力に対しては外部専門機関と連携の上、毅然とした対応をとるなど、これらの反社会的勢力排除に関する基本方針を実現するための体制整備を図る。

当社は、上記に定めた手続きを実施し、整備した体制を継続して運用した。また、必要に応じて諸規則の改定・周知を行った。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会、常務会等の取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、文書取扱規則及び文書・資料等の整理保存規程等に則り保存し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備する。

当社は、上記の手順に従って、取締役会及び常務会等に係る情報は、会議後速やかに記録・保存した。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及びその運用状況

当社は、中小企業の発行する株式等の取得及びその保有を主たる事業とする。株式はその元本が保証されておらず、特に未公開の中小企業の株式等は、流動性が乏しいこともあり、十分なリスク管理が必要である。

投資に当たっては、全案件について、常勤の取締役及び監査役（以下、「常勤役員」という。）全員が出席する常務会において、幅広い視点からの十分な論議を重ねた上で、その可否、条件を決定する体制とする。

投資先企業の管理に当たっては、常勤役員全員が出席する決算等検討会において1社ごとにその現状分析を行い、当該企業に対する今後の対応方針を議論することで、リスク回避に努める体制とする。

当社は、上記体制について、投資に当たっては常務会を47回開催し、投資先企業の管理に当たっては決算等検討会を12回開催した。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及びその運用状況

既述の、取締役会、常務会、決算等検討会等の日常の業務プロセスを通じて、取締役が投資及び投資先企業の状況等を常時把握して、その職務の執行の効率化を図る体制を構築する。

これに加えて、中期経営計画及び投資育成会社法によりその届出が義務付けられている毎年度の事業計画、資金計画及び収支予算を策定する。事業計画等の期中の実績把握と対応については、常務会において協議したうえで、毎月の取締役会にその進捗状況を報告する。

当社は、上記体制について、常務会及び決算等検討会を既述の回数開催したうえで、取締役会を12回開催する等の運営を行った。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社の子会社は、投資事業有限責任組合のみであり、当社と同一の法令遵守体制、リスク管理体制を整える。

当社は、上記体制のとおり、運用した。

なお、当社が運営する投資事業有限責任組合が、当事業年度中に清算終了となり、当社子会社が存在しなくなったことから、平成29年4月21日の取締役会で当条項を削除しております。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、代表取締役が予め指名した総務企画部所属の職員（監査役会スタッフ）に、監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、総務企画部長等の指揮命令を受けない。

また、取締役及び使用人は、監査役会スタッフの業務が円滑に行われるよう、環境の整備に協力し、監査役会スタッフが監査役に同行して各種重要な会議に参加する機会を確保する。

当社は、監査役会スタッフを設置している。取締役及び使用人は、監査役会（12回開催）への参加等の当該監査役会スタッフの業務が円滑に行われるよう、環境の整備に協力した。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその運用状況

常勤の監査役は、既述のとおり、取締役会だけでなく、日常の業務運営に係る常務会、決算等検討会等に出席する。こうした機会を通じて、常勤の監査役を経由して日常的に、監査役会に報告が行われる体制とする。

加えて、取締役及び使用人は、常勤監査役を通じて監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ全体に重大な影響を及ぼす事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する体制とする。

上記体制の実現のため、常勤の監査役は、既述の常務会及び決算等検討会等に出席した。加えて、取締役及び使用人は内部通報制度の適切な運用を確保した。

なお、(5)と同様の理由により、平成29年4月21日の取締役会で「及び当社グループ全体」という文言を削除しております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその運用状況

当社は、内部通報制度による報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報に関する規程に不利益取扱いの禁止を定める。

当社は、上記の定めについて社内周知し徹底している。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

当社は、上記に定めた事項のとおり運用した。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及びその運用状況

随時、監査役からの要請に応じて、代表取締役社長、総務企画部担当取締役との意見交換会を開催するものとする。

当社は、上記の意見交換会を開催した。

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	18,519,539	I 流 動 負 債	452,806
現金及び預金	16,780,151	未払法人税等	25,598
有価証券	1,000,000	預り金	19,507
未収入金	71,131	役員賞与引当金	33,500
未収入還付税金	625,675	賞与引当金	51,000
その他	42,580	従業員貯蓄金	255,882
		その他	67,318
II 固 定 資 産	72,635,489	II 固 定 負 債	10,835,378
1. 有形固定資産	5,020,342	リース債務	1,890
建物	1,645,338	繰延税金負債	10,077,995
構築物	3,140	役員退職慰労引当金	95,569
器具備品	53,291	退職給付引当金	623,115
リース資産	1,750	長期預り金	36,808
土地	3,316,821		
		負 債 合 計	11,288,184
2. 無形固定資産	86,292	(純 資 産 の 部)	
借地権	21,611	I 株 主 資 本	57,005,613
ソフトウェア	63,566	1. 資 本 金	6,673,400
電話加入権	1,115	2. 利益剰余金	50,332,213
3. 投資その他の資産	67,528,854	(1) 利益準備金	1,668,350
(1) 投資育成有価証券	67,017,333	(2) その他利益剰余金	48,663,863
投資育成株式	70,909,644	1. 配当平準積立金	1,500,000
投資育成新株予約権付社債	792,458	2. 別途積立金	44,350,000
投資損失引当金	▲ 4,684,769	3. 繰越利益剰余金	2,813,863
(2) その他	511,520	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	22,861,229
その他の投資有価証券	157,790	1. その他有価証券評価差額金	22,861,229
従業員貯蓄金引当金銭信託	337,000		
その他	16,730	純 資 産 合 計	79,866,843
資 産 合 計	91,155,028	負 債 及 び 純 資 産 合 計	91,155,028

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 営業収益		
投資育成株式配当金	2,946,816	
投資育成新株予約権付社債利息	16,680	
投資育成株式売却益	1,087,630	
経営指導料	65,841	
投資事業組合管理収入	469	
その他	16,749	4,134,188
II 営業費用		
一般管理費	1,756,126	
組合管理費	234	
経営指導委託報酬等	48,355	
投資育成株式売却関係費	38,915	
投資育成株式評価損	1	
投資損失引当金繰入額	103,804	1,947,437
営業利益		2,186,751
III 営業外収益		
受取利息	1,300	
有価証券利息	1,979	
事務所賃貸収入	98,803	
受取配当金	12,671	
雑収入	13,570	128,326
IV 営業外費用		
雑損失	10,179	10,179
経常利益		2,304,898
V 特別利益		
投資損失引当金戻入額	22,500	22,500
VI 特別損失		
固定資産除却損	20	20
税引前当期純利益		2,327,377
法人税、住民税及び事業税	8,244	8,244
当期純利益		2,319,133

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 平成28年4月 1日 〕
〔 至 平成29年3月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
			配当平準 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成28年4月1日 残高	6,673,400	1,668,350	1,500,000	42,750,000	2,474,134	48,392,484	55,065,884	19,044,528	19,044,528	74,110,413
事業年度中 の変動額										
配当平準 積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別途積立金 の積立	-	-	-	1,600,000	△ 1,600,000	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 379,404	△ 379,404	△ 379,404	-	-	△ 379,404
当期純利益	-	-	-	-	2,319,133	2,319,133	2,319,133	-	-	2,319,133
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	3,816,701	3,816,701	3,816,701
事業年度中 の変動額合計	-	-	-	1,600,000	339,729	1,939,729	1,939,729	3,816,701	3,816,701	5,756,430
平成29年3月31日 残高	6,673,400	1,668,350	1,500,000	44,350,000	2,813,863	50,332,213	57,005,613	22,861,229	22,861,229	79,866,843

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期末負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に定める当期末要支給額相当額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

投資損失引当金……投資育成有価証券等の投資に係る損失に備えるため、当該企業の財政状態等を勘案し、当社所定の基準により計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 投資事業組合の会計処理

投資事業組合を当社が管理運営する場合は、当該組合の最近の期末財務諸表に基づき、組合の資産・負債・収益・費用をそれぞれ当社持分割合に応じて受入れる方法によって計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度から適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,440,057 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	632,340 株	— 株	— 株	632,340 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 17 日 定時株主総会	普通株式	379,404千円	利益剰余金	600 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 20 日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度後となるもの
次の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 16 日 定時株主総会	普通株式	379,404千円	利益剰余金	600 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 19 日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 投資育成株式評価損等につき繰延税金資産が発生しておりますが、全額評価性引当額を計上しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、中小企業の発行する株式等の取得及びその保有を主たる事業として行っております。投資はすべて自己資金で行っており、借入等による資金調達はありません。また、投資資金を回収して得られた余資については、資金の流動性及び安全性を確保するため、短期的な預金や有価証券（公社債）で運用を行っております。

②金融商品の内容及びリスク

有価証券及びその他の投資有価証券は主として公社債、投資育成有価証券は主に中小企業の発行する株式、社債等であり、いずれも信用リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスクの管理

満期保有目的の債券は、経理規則に従い、格付けの高い債券のみを対象としております。

投資育成有価証券は、モニタリングを定期的に行うことにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

ロ) 市場リスクの管理

投資育成有価証券のうち、取引市場が存在するものに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、投資先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注 2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,780,151	16,780,151	—
(2) 有価証券	1,000,000	1,000,200	200
(3) その他の投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	—	—	—
② その他有価証券	433	433	—
(4) 投資育成有価証券	34,112,070	34,112,070	—
(5) 従業員貯蓄金引当金銭信託	337,000	337,000	—
資産計	52,229,655	52,229,855	200
(1) 従業員貯蓄金	255,882	255,882	—
負債計	255,882	255,882	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券は公社債であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) その他の投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 投資育成有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 従業員貯蓄金引当金銭信託

金銭の信託全体の時価情報を記載しております。

負債

(1) 従業員貯蓄金

要求払預金であるため、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他の投資有価証券 非上場株式等	157,357
投資育成有価証券 非上場株式等	37,590,032
投資損失引当金	▲4,684,769

7. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額 126,303 円 63 銭

(2) 一株当たり当期純利益 3,667 円 54 銭

会計監査人の監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

東京中小企業投資育成株式会社
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加賀美 弘明	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 晃一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京中小企業投資育成株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用

される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

謄本

監 査 報 告 書

平成29年5月15日

東京中小企業投資育成株式会社

代表取締役社長 望月 晴文 殿

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務分担等の監査計画に従い、取締役及び使用人等と情報交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

東京中小企業投資育成株式会社 監査役会

常勤監査役 原田 高道 ⑩

監査役 深見 克俊 ⑩

監査役 石田 徹 ⑩

(注) 監査役原田高道、監査役石田徹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

投資の概況

■ 最近4期の投資実績

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度(当期)	
		件数	金額 百万円	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円	件数	金額 百万円
新規投資	株 式	54	2,086	34	1,533	47	1,876	44	1,645
	新株予約権付社債など(注1)	5	279	2	150	1	30	5	418
	小 計	59	2,365	36	1,683	48	1,906	49	2,063
再投資(注2)		18	312	17	521	16	265	9	531
合 計		77	2,678	53	2,205	64	2,172	58	2,595

(注1) 新株予約権、新株予約権付社債等による投資の合計を記載しております。

(注2) 新株予約権の現金払込み行使を含んでおります。

(注3) 金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

■ 投資残高(平成29年3月末)

	投資残高	
	件数	金額 百万円
株 式	998	37,971
新株予約権付社債など(注1)	10	792
合 計	1,008	38,763

(注1) 新株予約権、新株予約権付社債等による投資残高を記載しております。

(注2) 金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

■ 投資累計(平成29年3月末)

累計114,544百万円(2,188社)

地域別

北海道 108社	東北 6県 173社	関東 6県 507社	東京都 1,019社	山梨、長野、 新潟、静岡 4県他 381社
-------------	------------------	------------------	---------------	--------------------------------

(注1) 金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

■ 会社概要

- ・ 商号 東京中小企業投資育成株式会社
- ・ 本社所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 22 号
TEL. 03-5469-1811 FAX. 03-5469-5875
URL.<http://www.sbic.co.jp/>
- ・ 代表者 代表取締役社長 望月 晴文
- ・ 設立 昭和 38 年 11 月 15 日
- ・ 資本金 66 億 7,340 万円
- ・ 沿革 昭和 38 年 東京都中央区にて営業を開始
昭和 48 年 投資先から第 1 号上場企業が誕生
平成 10 年 東京都渋谷区に本社ビルを竣工し、移転
平成 14 年 株式上場を達成した投資先社数が累計 50 社を突破
平成 17 年 累計投資先社数が 1,500 社を突破
平成 23 年 累計投資金額が 1,000 億円を突破
平成 25 年 累計投資先社数が 2,000 社を突破
平成 29 年 投資先社数残高が 1,000 社を突破
- ・ 株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
問い合わせ先 証券代行部 TEL. 0120-232-711 (フリーダイヤル)

■ 姉妹会社の概要

名古屋中小企業投資育成株式会社

- ・ 本社所在地 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 16 番 30 号 東海ビル 7 階
TEL. 052-581-9541 FAX. 052-583-8501
URL.<http://www.sbic-cj.co.jp/>

大阪中小企業投資育成株式会社

- ・ 本社所在地 〒530-6128 大阪府大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号 中之島ダイビル 28 階
TEL. 06-6459-1700 FAX. 06-6459-1703
URL.<http://www.sbic-wj.co.jp/>